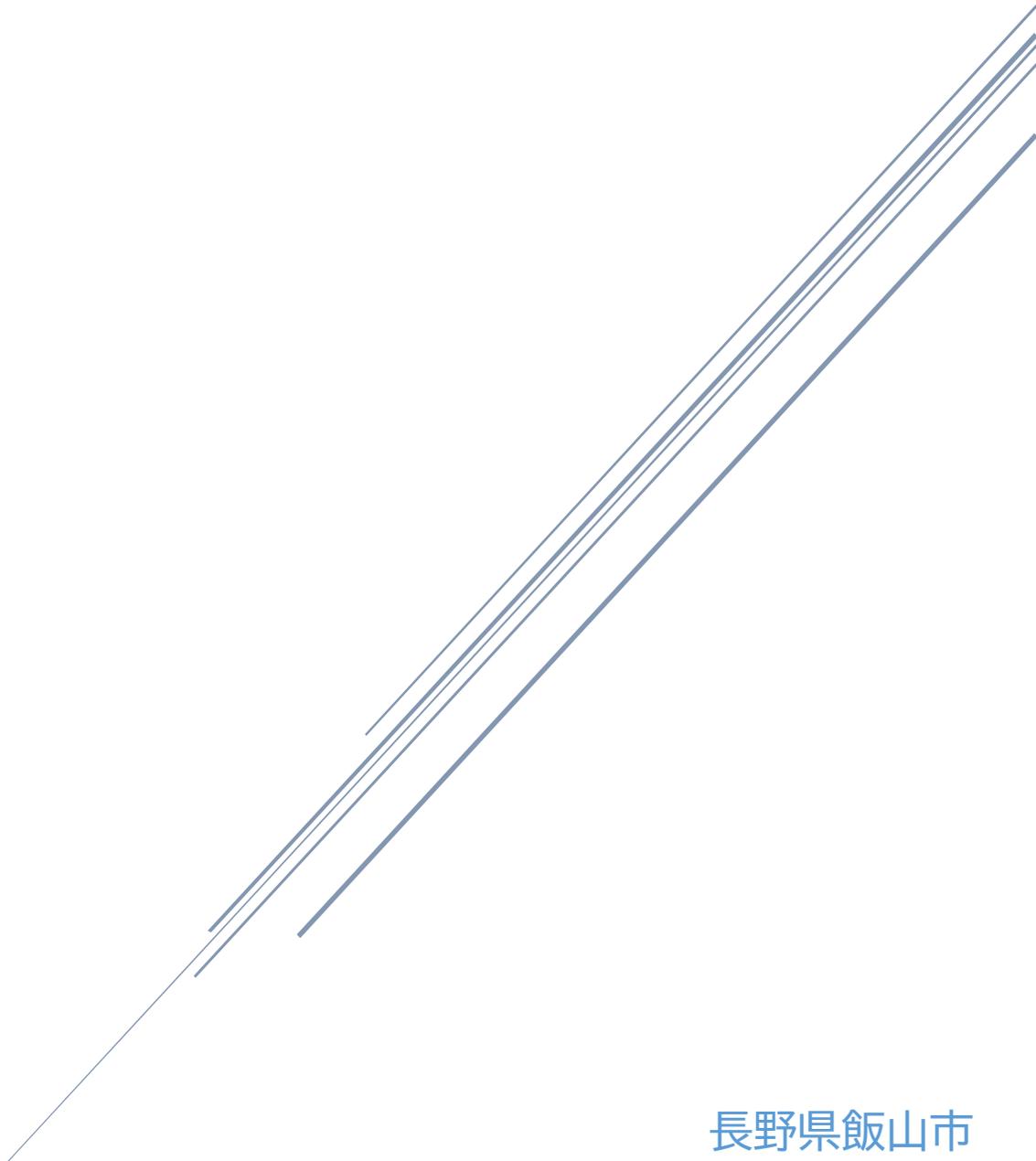


飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務

特記仕様書



長野県飯山市

令和7年(2025年)7月

第1章 総則

第1条(範囲)

- 1 本特記仕様書(以下「仕様書」という。)は、飯山市(以下「本市」という。)が委託する、飯山市上下水道料金システム・会計システム更改業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第2条(目的)

- 1 本業務は、本市における上下水道料金システム、公営企業会計システムを更新し、お客様への迅速な対応力の向上、事務の効率化、限られた人員の中で適切な会計処理を実現させるため、最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

第3条(基本的事項)

- 1 業務受託者は、システムの機能が十分に発揮できるように本仕様書その他の関係書類に基づき、誠実に業務を履行しなければならない。
- 2 業務受託者は、業務の実施にあたり、条例、規則及び関連する各種法令等を遵守しなければならない。
- 3 業務受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、本市が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。
- 4 業務受託者は、業務の履行に関する報告書等を指定された期日までに本市に提出しなければならない。
- 5 業務受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務を実施するうえで当然必要な業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならない。

第4条(契約方法)

- 1 業務受託者と企画提案書等を基に事前協議を行い、本業務の随意契約を締結する。

第5条(計画準備)

- 1 業務受託者は、全体作業の工程、各部署間との連携・連絡、その他諸状況を勘案のうえ、作業計画を立案すること。
- 2 業務受託者は、作業工程に変更が生じた場合、速やかに変更工程表を提出し、本市と協議のうえ指示に従わなければならない。
- 3 業務を適切かつ円滑に実施するため、業務受託者は本市と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正し、相互に確認しなければならない。
- 4 業務の着手時及び区切りにおいて、業務受託者は本市と調整会議、業務の進捗状況の報告会議及び打ち合わせを行うものとし、相互に確認しなければならない。

第6条(一括再委託等の禁止)

- 1 業務の一部または一括して再委託することを原則として禁止するが、再委託事項を明記した書類(任意様式)を作成し、参加申込書と併せて提出を行い、本市が認めたものに関してはこの限りではない。

第7条(瑕疵担保)

- 1 成果品の引き渡し後1年以内にシステム障害等の不具合が生じた場合は、直ちに本市の求めに応じること。
また、瑕疵担保期間終了後でも、業務受託者の重大な過失が発見された場合は、担保の対象とする。

第8条(個人情報の保護)

- 1 業務受託者は、飯山市個人情報の保護に関する法律施行条例、その他個人情報の保護に関する諸法令を遵守すること。
また、本業務に従事する者に対して、上記諸法令にかかる研修を実施し、正しい知識を持って本業務を遂行すること。
- 2 業務受託者は、業務上知り得た事項を一切漏らしてはならない。また、本業務の履行期間満了後も同様とする。
- 3 その他必要に応じて、本市と協議のうえ、個人情報の適正管理のために必要な措置を講ずるものとする。

第2章 業務概要

第9条(システム構築の範囲)

- 1 本業務におけるシステム構築の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 上下水道料金システム 一式
 - (2) 公営企業会計システム 一式
- 2 システムの構築にあたっては、以下の条件に留意すること。
 - (1) 提案事業者の自社設計・自社開発されたパッケージシステムであること。
 - (2) 機能確認書兼要求仕様回答書(様式 第6-1、6-2)において、代替案を含め、導入可能と回答した仕様については、提案するシステム上において処理が完結できること。
なお、処理の途中に本市職員による Excel 管理等を余儀なくされた場合には、提案事項における重大な瑕疵として、厳正に対処する。
 - (3) 本システムの機能要件については、「機能確認書兼要求仕様回答書(様式 第6-1、6-2)」に記載する項目の内、「×」と回答したもの以外のすべてを満たすものとする。

第10条(システムの稼働時期)

- 1 本業務における各システムの稼働時期は、次のとおりとする。
 - (1) 上下水道料金システム

令和9年1月中旬より仮稼働とする。ただし、検針業務に係るシステムについては令和9年4月1日より本稼働とする。

(2) 公営企業会計システム

令和9年4月1日より本稼働とする。ただし、予算編成に係るシステムは令和8年10月1日より本稼働とする。

2 令和8年度の決算については、現行のシステムで行うものとする。

第11条(システム全般)

- 1 採用するシステムは、業務受託者が地方公共団体向けに「自社設計・自社開発」を行ったパッケージソフトであること。
- 2 本業務に関する導入・保守の従事者は、本業務の業務受託者が雇用する正規雇用社員が対応すること。
- 3 本業務に関し、以下の者については第三者へ委託することができない。
 - (1) 業務責任者(プロジェクトリーダー)及び担当営業
 - (2) 定例会、各打合せの進行役を担う担当者
 - (3) システムについて、機能及び操作方法の説明、仕様決め、稼働後の保守を行う担当者
 - (4) データ移行に関する説明、仕様決めを行う担当者
- 4 納品場所は、次のとおりとする。
長野県飯山市大字飯山1110番地1 飯山市役所 上下水道課
- 5 サーバーとデータ等バックアップ機器の保管場所は業務受託者が提案するデータセンター内とする。
- 6 ハードウェアの機器の搬入設置及び現地調整を行い、提案するシステムが稼働するまでに必要となる作業を行うこと。
- 7 口座振替、コンビニ収納等、システム切替に伴うテストについては、余裕を持って準備対応を行うこと。
- 8 システムデータは、バックアップスケジュールの設定を行い、毎週月曜日から金曜日までの世代管理を行うこと。なお、DATテープ等により職員が日々バックアップ対応するような手法は認めないものとする。

第12条(データ移行)

- 1 本業務において移行に必要とされるマスタデータ等について、各システムにおいて以下のとおり移行を行うこと。
 - (1) 上下水道料金システム
 - ① 既存システムの全てのデータを調査・分析のうえ責任を持って移行すること。
 - ② 既存データにおける質疑事項については、業務受託者が調査・分析結果を踏まえ「質疑表」を作成すること。質疑表は、質疑先の部署と回答期限を明記のうえ本市へ提出すること。
 - ③ 質疑表は、本市より各部署及び既存システム業者へ回答依頼を行うものとする。
 - ④ データの提供方法は、現在契約中のシステム業者と本市において契約締結を行い、本市より業務受託者へデータ提供することを前提とする。

⑤ データ提供回数及びデータ提供時期

提供回数	提供時期	備考
第1回	令和7年11月中旬	調査及び分析用
第2回	令和9年1月中旬	平行稼働用
第3回	令和9年3月中旬	本稼働用

(2) 公営企業会計システム

- ① 既存システム業者からのデータ提供は行わない。新システムの構築に必要な資料等の提供は、本市職員が現行システムより出力可能な帳票及びテキストファイルを出力しデータ提供を行なう。
- ② 科目マスタの設定は、新システムの構築手法に合わせて最適な科目体系を業務受託者が提案のうえ、本市の承認後に設定・登録作業を行うこと。
- ③ データ移行が必要な項目の登録件数は以下のとおりとして積算すること。

項目	水道事業	下水道事業
固定資産台帳	2,778件	4,108件
企業債台帳	33件	304件
貯蔵品	50件	—
債権者	665件	279件

- ④ 現行データに不備等が発覚した場合は、業務受託者は本市へ報告のうえ協議を行い、移行手法の提案を行うこと。
- ⑤ 令和8年度の決算業務は、現行システムで行うため、伝票データの移行は対象外とする。

第13条(機器関連)

- 1 機器調達等については以下の要件を満たし、提案するシステムの稼働に支障のない機器を選定すること。
 - (1) サーバーのハードディスクは冗長性を確保し、RAID5同等以上とすること。
 - (2) 電源は、冗長化されたものとし、停電等の非常事態に対応した構成とすること。
 - (3) 導入後、5年間は交換部品等の保証があること。
- 2 調達機器数量については、以下に示す調達数量について見積もること。

分類	品目	設置場所	数量
サーバー関連	サーバー	データセンター	1
	バックアップ媒体(NAS等)	データセンター	1
ネットワーク関連	ルーター	データセンター	1
		飯山市役所	1
		受託業者保守拠点	1
その他	システム稼働に必要となるもの	—	1

- 3 本市が現在使用している機器については、継続して利用する予定であるため、以下の機器については見積りに含めなくてよい。

- (1) パソコン
- (2) モノクロレーザープリンター
- (3) 検針機器 (Canon 製 GT-30X)
- (4) メールシーラー

第14条(ライセンス)

- 1 各システムライセンスの稼働数量は以下のとおりとする。

システム名		ライセンス数
上下水道料金システム		12
公営企業会計システム	会計基本	12
	納付書	12
	予算編成	5
	固定資産	9
	企業債	5
	貯蔵品	4
	決算統計	5
	経営分析	5

第15条(システムの仕様)

- 1 提案するシステム構成に必要となるソフトウェアについて、業務受託者が推奨するものを選定すること。また、ウィルス対策、電源管理、バックアップスケジュール管理等に必要となるソフトウェアについても見積構成に含めること。
なお、ウィルス対策ソフトは、サーバー分のみ見積に含めること。

第16条(ネットワーク構成の仕様)

- 1 本市とデータセンター間の回線は、セキュリティが確保された回線を用意すること。
- 2 リモート保守が可能になるように業務受託者が推奨する手法により構築すること。
- 3 インターネット接続は行わないこと。
- 4 サーバー等の設定に必要な IP アドレス等は、別途打合せの際に提示する。

第17条(保守・運用支援)

- 1 職員研修
各システムに精通した研修講師及び補助員を配置し、本稼働までに必要となる研修を逸しすること。
- 2 運用支援
運用支援体制を確立のうえ、安定稼働に向け万全の体制を構築すること。また、本稼働後における運用期間においても同様とする。
- 3 問い合わせ
(1) システムに関する操作及び問い合わせについて迅速に対応すること。

(2) システムに関係のない実務内容等の問い合わせに対しても、業務に精通したスタッフにより適切な助言等、必要に応じた支援を行うこと。

4 障害対応

障害が発生した際は、適切な初動と暫定策及び恒久策について判断を行い、業務に支障が出ないように迅速な復旧対応を行うこと。

5 保守対応

(1) 本業務とは別に、業務受託者と単年ごとに保守契約の締結を行う。

(2) 企業会計において、予算対応、決算対応等においては、現地訪問によるシステム操作等の支援を行うこと。費用が発生する場合は、保守見積りに含めること。

(3) 既存機器を利用予定のハンディーターミナル機器(GT-31X)の保守に対応できること。

(4) 緊急時等訪問による対応が必要な場合、本市まで概ね3時間以内に到着することができること。

第3章 その他

第18条（その他）

- 1 本業務において、本市が求めるシステムの正常・安定稼働に関わる構成要素のあるセットアップ作業のすべてを含むものとする。
- 2 修正パッチやサービスパックがリリースされているものについては、適用前に必ず事前検証を実施のうえシステム稼働に影響を与えないよう対応すること。なお万が一システム動作に影響した場合には、速やかに本市に報告を行うとともに指示を仰ぐこと。
- 3 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。

第4章 成果品

第19条（成果品）

- 1 本業務における成果品は以下のとおりとする。
 - (1) 上下水道料金システム 一式
 - (2) 公営企業会計システム 一式
 - (3) ハードウェア 一式
 - (4) システム操作マニュアル 一式
 - (5) 作業工程スケジュール表 一式
 - (6) 打合せ議事録 一式
 - (7) 作業報告書 一式
 - (8) その他発注者が必要と認める成果品 一式